



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(223・224)

◆空き家や空き地の有効活用をお手伝いします

【空き家等バンク制度】

空き家や空き地（注）を売りたい、貸したい人の物件情報をホームページなどにより利用したい人へ紹介する制度です。空き家や空き地をお持ちの方で、貸したい！売却したい！という方は、役場企画調整課までご連絡ください。

（注）空き地とは、住宅などの建築に適当な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。

※農地は対象となりません。

※大崎町空き家等バンク制度の概念図

【空き家などをお持ちの方】

空き家などを貸したいが
借りてくれる人がいない

空き家などを売却したいが
買ってくれる人がいない

物件の登録

情報の検索

大崎町空き家等バンク

交渉・契約

【空き家などをお探しの方】

貸家や土地を探している
が見つからない

売家や売地を探している
が見つからない

◆企業立地雇用促進補助事業について

企業立地の促進および雇用の増大を図るとともに、地元への定住を促すことを目的とし、町と立地協定を締結した企業を支援します。

【補助対象事業所】 製造業を営む事業所

【補助要件】

1. 町と立地協定を締結していること。
2. 操業開始後1年以内において新規雇用者が5人以上であること。

※新規雇用者とは

操業開始に伴い、新たに雇用された方で、かつ、4か月以上継続して雇用保険の被保険者となる方。

3. 用地取得後、3年以内に操業を開始すること。

【補助金の額】

新規地元雇用者 1人につき15万円（障害者は5万円加算）

限度額 500万円

※新規地元雇用者とは・・・新規雇用者のうち、町内に住所を有している方。

【申請】

申請は操業開始日から1年以内の期間で、1回限りの交付

